

令和 年 月 日

保 護 者 様
年 さん美咲町立旭学園
校長 藤原敬三
(公印省略)

出席停止について

お子様が（ ）にかかるとの連絡を受けました。
 この感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条の規定により、下記のとおり出席停止上の取り扱いとなります。この期間は、欠席扱いになりますので、治療に専念してください。なお、感染症がなおって登校を始める際は、医師の診断を受け、「治癒証明書」を学校まで提出くださるようお願いいたします。

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスに限る）、特定鳥インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎・菌性髄膜炎	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺、頸下腺、又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状消退後2日を経過するまで 医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師において感染の恐れがないと認められるまで

治癒証明書

年 氏名 _____

月 日 より登校を許可します。

医療機関名
医師名 _____

令和 年 月 日

印 _____